

お知らせ

令和7年(2025年)12月9日

報道機関各位

函館市消防本部庶務課
(22-2142)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

職員の所属等	所属 函館市消防本部 一般職 年代20代
事案の概要	令和7年9月15日、二海郡八雲町野田生122番付近の国道5号を自家用車で函館市方向に走行中、可搬式速度違反自動取締装置により測定され、法定速度超過（36km毎時超過）で検挙されたもの。
処分内容	減給1月 10分の1
処分年月日	令和7年12月9日
その他特記事項	

担当 函館市消防本部庶務課
電話 (0138) 22-2142